

「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和４年１２月
自動車局
整備課

1. 改正の背景

今般、令和５年１月から始まる自動車検査証の電子化及び自動車保有関係手続におけるキャッシュレス化に伴い、2. に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）

2. 改正の概要

- （1）従来車検証の備考欄に記載していた内容について、電子車検証の券面に簡略化した表記にて記載するとともに、IC タグに詳細内容を記録する旨規定する。
- （2）申請者がクレジットカードにより手数料等を納付する場合、国職員による納付状況の確認方法を規定する。
- （3）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和４年１２月（下旬）

施行：令和５年１月４日